

役員候補推薦・調整委員会規程

平成 12 年 4 月 1 日 制定

平成 17 年 12 月 5 日 改正

平成 30 年 6 月 22 日 改正

(目的)

第 1 条 この規程は、役員候補推薦・調整委員会（以下、「委員会」という。）の組織、職務及び運営等について定める。

(組織)

第 2 条 委員会は、原則として委員 16 名以内をもって組織する。委員は第 3 条に定める委員長が指名する。

(委員長、幹事)

第 3 条 委員会に委員長及び幹事各 1 名を置く。

2. 委員長は、前委員長の指名による。
3. 幹事は、前任者の推薦を参考にして委員長が指名する。

(任期)

第 4 条 委員長及び幹事の任期は 2 年とする。

2. 委員の任期は 2 年とし、重任を妨げない。
3. 任期途中で交代した委員の任期は、前任者の残りの期間とする。

(職務)

第 5 条 委員会は、理事会が委託する次の各号の業務を行い、理事会に付議する。

- (1) 役員枠の策定
- (2) 役員枠の推薦母体から推薦された役員候補、並びに委員会で推薦した役員候補の調整

(辞任)

第 6 条 委員長、幹事あるいは委員が役員候補に推薦された時は、委員を辞任する。

(運営)

第 7 条 委員会は、委員長が必要の都度招集し、運営に当たる。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、委員会が発議し、理事会が決定する。

附 則

1. この規程は、平成12年4月1日から施行する。
2. この規程の改正は、平成30年6月23日から施行する。